

西東京市長 丸 山 浩 一 殿

西東京市国民健康保険運営協議会
会長 清 水 文 子

令和 2 年度 国民健康保険料のあり方について（答申）

令和元年10月31日付31西市保第2554号にて諮問のありましたこのことについて、本協議会で審議し、その結果をとりまとめたので、下記のとおり答申いたします。

記

1 諮問事項

令和 2 年度国民健康保険料のあり方について

2 答申事項

令和 2 年度国民健康保険料を次のとおり見直す。

| | | |
|-----------|-------|---------------|
| 基 礎 賦 課 額 | 賦課限度額 | 58 万円から 63 万円 |
| 介護納付金賦課額 | 賦課限度額 | 16 万円から 17 万円 |

なお、令和 2 年度税制改正において、国民健康保険税の低所得者に対する軽減判定所得の拡大が予定されている。

国民健康保険料についても同様の政令改正が実施された際には、政令に従い国民健康保険料軽減の拡充を行うこと。

3 答申理由

一般会計からの法定外繰入を行うことは、給付と負担の関係が不明確となるほか、国民健康保険加入者以外の方にも負担を求めることになる。法定外繰入金については、西東京市国民健康保険財政健全化計画に基づき、歳入の確保、歳出の適正化を総合的に進め、その削減に取り組むべきである。

令和2年度の国民健康保険料のあり方については、賦課限度額については、令和元年度まで国の政令改正から1年遅れの改定としてきた。平成30年度から東京都が財政主体となる広域化が始まったこと、また負担の公平性、財政の健全化の観点から、基礎賦課額及び介護納付金賦課額の賦課限度額について、国の令和2年度の政令改正に準じた額とする必要があると考え、答申事項の結論に至った。

「付帯意見」

- 1 WHOの提唱する健康都市連合に加盟した市にふさわしいよう、引き続き健康への市民の関心を高めながら健康づくりに関連する事業の充実を図るとともに、西東京市保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、特定健診・特定保健指導の更なる受診率の向上、ジェネリック医薬品利用差額通知の発行、疾病の重症化予防など、医療費の適正化に向けた事業の着実な取組みを進めること。
併せて、療養費の適正化、レセプト点検などの取組みを行い、国保財政の健全化を図ること。なお、歳入の確保及び負担の公平性の観点からも保険料徴収の向上を図ること。
- 2 現在、一般会計からの法定外繰入金によって事業運営の安定を保っている国保財政への負担縮減や低所得者をはじめとした被保険者の負担軽減を図るため、国・東京都への補助金の増額及び更なる財政基盤強化に繋がる財源構成を含めた保険制度の見直しを引き続き要望すること。